

2. 環境基準等

(1) 大気汚染関係

① 大気の汚染に係る環境基準

(ア) 環境基準

(最終改正：平成 30 年 11 月 19 日)

物質（告示）	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう (S48. 5. 16)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素 (S53. 7. 11)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm から 0. 06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質 (S48. 5. 8)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 10mg/ m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 20mg/ m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
微小粒子状物質 (H21. 9. 9)	1 年平均値が 15 μg/ m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/ m ³ 以下であること。	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
光化学オキシダント (S48. 5. 8)	1 時間値が 0. 06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチンを用いる化学発光法
一酸化炭素 (S48. 5. 8)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
ベンゼン (H9. 2. 4)	1 年平均値が 0. 003mg/ m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン (H30. 11. 19)	1 年平均値が 0. 13mg/ m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン (H9. 2. 4)	1 年平均値が 0. 2mg/ m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン (H13. 4. 20)	1 年平均値が 0. 15mg/ m ³ 以下であること。	
備 考 - 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 - 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2. 5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 - 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 - ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンは、指定物質として規制。		

(注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

(イ) 達成期間等

- a 一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
- b 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。
- c 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。
1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、またはこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。環境基準を維持し、または達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

② 環境基準による大気汚染の評価

環境基準には短期的評価と長期的評価がある。二酸化いおう・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質については、短期的評価と長期的評価、二酸化窒素については長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価が定められている。

※年間の1日平均値…1年間にわたる1時間値の1日平均値

※2%除外値…年間の1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除いた後の最高値

※98%値…年間の1日平均値の低いほうから98%の範囲内にあるもののうちの最高値

(2) 水質汚濁関係

- ① 水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年12月28日告示)
(ア) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

(最終改正：令和7年4月1日)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					本市の 該当水域	達成 期間
		水 素 イオン 濃 度 (pH)	生物化学 的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物 質 量 (SS)	溶 存 酸素量 (DO)	大 腸 菌 数		
AA	水道1級・ 自然環境保 全およびA 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml 以下		
A	水道2級・ 水産1級 および B以下の欄 に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU /100ml 以下	1. 筑後川 (松原ダムから豆津橋まで) 2. 巨瀬川 (全 域) 3. 高良川 (下川原橋から上流) 4. " (" " 下流)	イ イ イ イ
B	水道3級・ 水産2級お よびC以下 の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU /100ml 以下	1. 筑後川 (豆津橋から下流) * 2. 宝満川 (原川合流点より下流) 3. 山ノ井川 (全 域) 5月～9月 4. 広 川 (日道橋から下流) 5. 大刀洗川 (全 域)	ロ ロ イ イ イ
C	水産3級・ 工業用水1 級およびD の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	1. 金丸川 (全 域) 2. 山ノ井川 (全 域) 10月～4月	ハ ロ
D	工業用水2 級・農業用 水およびE の欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—		
E	工業用水3 級・環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2mg/L 以上	—		
備 考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。))。 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。))。 4. 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。 6. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。))。 7. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。								

* 筑後大堰より下流のSSについては、自然汚濁の現況にかんがみB類型の基準値は適用せず、「ごみ等の浮遊が認められないこと。」(E 類型相当)を基準とする。

(注) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
水道1級: ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 〃 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産1級: ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用
 〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級: コイ・フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級: 特殊の浄水操作を行うもの
環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

- ・達成期間の分類
 イ: 直ちに達成
 ロ: 5年以内に可及的速やかに達成
 ハ: 5年を超える期間で可及的速やかに達成
- ・筑後川、宝満川はS48年3月31日、沼川はS49年4月1日。
 その他の河川は、S48年7月28日指定。

(イ) 水生生物環境の保全に関する環境基準(河川及び湖沼) (最終改正: 令和7年4月1日)

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			本市の 該当水域	達成 期間
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下		
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下		
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	・筑後川下流 (北里川合流点より下流に限る。ただし、松原ダム貯水池を除く) ・宝満川全域 ・山ノ井川全域 ・広川全域 ・大刀洗全域 ・巨瀬川全域	イ イ イ イ イ イ
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下		

備考 基準値は年間平均値とする。

(ウ) 要監視項目の水域類型及び指針値（水生生物の保全に係る項目）

（最終改正：平成25年3月27日）

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.7mg/L以下
		生物特 A	0.006mg/L以下
		生物 B	3mg/L以下
		生物特 B	3mg/L以下
フェノール		生物 A	0.05mg/L以下
		生物特 A	0.01mg/L以下
		生物 B	0.08mg/L以下
		生物特 B	0.01mg/L以下
ホルムアルデヒド		生物 A	1mg/L以下
		生物特 A	1mg/L以下
		生物 B	1mg/L以下
		生物特 B	1mg/L以下
4-tert-オクチルフェノール		生物 A	0.001mg/L以下
		生物特 A	0.0007mg/L以下
		生物 B	0.004mg/L以下
		生物特 B	0.003mg/L以下
アニリン		生物 A	0.02mg/L以下
		生物特 A	0.02mg/L以下
		生物 B	0.02mg/L以下
		生物特 B	0.02mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	生物 A	0.03mg/L以下	
	生物特 A	0.003mg/L以下	
	生物 B	0.03mg/L以下	
	生物特 B	0.02mg/L以下	

(エ) 人の健康の保護に関する環境基準

(最終改正：令和7年4月1日)

公共用水域		地下水	
項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下	鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	六価クロム	0.02 mg/L以下
ひ 素	0.01 mg/L以下	ひ 素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと	P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
		クロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

(備考)

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(オ) 要監視項目及び指針値(人の健康の保護に係る項目)

(最終改正:令和7年6月30日)

公共用水域		地下水	
項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
*イソキサチオン	0.008 mg/L以下	*イソキサチオン	0.008 mg/L以下
*ダイアジノン	0.005 mg/L以下	*ダイアジノン	0.005 mg/L以下
*フェントロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下	*フェントロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下
*イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	*イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
*オキシシン銅(有機銅)	0.04 mg/L以下	*オキシシン銅(有機銅)	0.04 mg/L以下
*クロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下	*クロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
*プロピザミド	0.008 mg/L以下	*プロピザミド	0.008 mg/L以下
*E P N	0.006 mg/L以下	*E P N	0.006 mg/L以下
*ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下	*ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
*フェノバルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下	*フェノバルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
*イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下	*イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
*クロニトロフェン(CNP)	—	*クロニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	—	ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下		
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下 (※)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下 (※)

※PFOS及びPFOAの合計値とする。

- ・人の健康の保護に関連する物質であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では環境基準の健康項目とせず、引き続き知見の集約に努めるべきと判断されるものを「要監視項目」と位置付けられている。
- ・上記表の*印は農薬。

② 農業用水の要望水質（水稻）（昭和45年 農林省公害研究会）
「農業用水の要望水質（水稻）」は、農林水産省が昭和44年春から約1ヶ月間、汚濁物質別に「水稻」に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。

項 目	基準値
p H	6.0～7.5
C O D	6mg/L以下
S S	100mg/L以下
D O	5mg/以上
T－N	1mg/L以下
電気伝導度	0.3mS/cm以下
砒素	0.05mg/L以下
亜鉛	0.5mg/L以下
銅	0.02mg/L以下

（注）電気伝導度はJISK0101による測定法では、KCl 標準液744.0 mg /lに対して774(0℃) ～1409(25℃) μ S/cm程度である。
従って、0.3mS/cm＝300 μ S/cmはKCl 濃度としては、約160 mg/L(25℃) に相当する。

(3) 土壤汚染関係

① 土壤汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46条）

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
ひ 素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
クロロエチン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

※ 環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地、その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として、現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

○環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあつては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 騒音・振動関係

① 騒音に係る環境基準

(ア) 一般地域

等価騒音レベル $L_{eq}(dB(A))$

地 域 の 類 型		基 準 値		当てはめる地域（福岡県）
		昼間	夜間	
A A	特に静穏を要する地域	50以下	40以下	—
A	専ら住居の用に供する地域	55以下	45以下	騒音規制法に基づく第1種区域
B	主に住居の用に供する地域			騒音規制法に基づく第2種区域
C	相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域	60以下	50以下	騒音規制法に基づく第3種区域 騒音規制法に基づく第4種区域

時間の区分 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時

(イ) 道路に面する地域

等価騒音レベル $L_{eq}(dB(A))$

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間(午前6時～午後10時)	夜 間(午後10時～午前6時)
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

等価騒音レベル $L_{eq}(dB(A))$

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間(午前6時～午後10時)	夜 間(午後10時～午前6時)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下
備考		
・ 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道、但し、市町村道にあたっては、4車線以上の区間に限る。 ・ 近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端より15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端より20mの範囲となる。 ・ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45以下、夜間40以下）による。		

(ウ) 備考

- ・ この環境基準は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。
- ・ この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業音には適用しない。

② 自動車騒音の要請限度（平成12年4月1日施行）

等価騒音レベル $L_{eq}(dB(A))$			
	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
備考			
1 a区域：専ら居住の用に供される区域			
2 b区域：主として住居の用に供される区域			
3 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域			

上記に掲げる区域のうち幹線道路を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

* 幹線道路を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）

③ 道路交通振動の要請限度

単位： $L_{10}(dB)$

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	(午前8時～午後7時)	(午後7時～翌日午前8時)
第 1 種 区 域	65	60
第 2 種 区 域	70	65

要請限度

自動車による道路の騒音・振動が、この基準を超えていることによって周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、県公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路の舗装・維持又は修繕等の措置をとるべきことを要請できる基準です。

(5) ダイオキシン関係

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号)

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K 0 3 1 2 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下 (※H14. 9.1 より適用)	水底の底質中に含まれているダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計より測定する方法
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備 考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		

- ※ ・大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・水底の底質に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用する。
- ・土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- ※ ・環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- ・環境基準が現に達成されている地域もしくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。
- ・土壌汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止することとする。